

「東海発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

1. 報告内容

東海発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

2019年6月7日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海発電所原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	2019年3月12日
想定した 原子力災害の概要	東海発電所は廃止措置中のところ、東海村震度6強の地震による影響を受け、管理区域内より退避中の作業員が負傷する。2回目の地震（東海村震度6弱）の影響を受け、L1輸送容器を運搬中の車両が構内道路にて横転する。この時、L1輸送容器の蓋の一部が開口したが放射性物質の外部への漏えいは生じない。また、原子炉建屋内の高性能粒子フィルタが破損し粒子状の放射性物質が排気筒から外部へ放出され、発電所敷地境界の放射線量が上昇し原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条に該当する事象に至る原子力災害を想定し、かつ東海第二発電所との同時発災とする。
参加人数	合計205名 （社員200名、関係会社・協力会社員5名）
防災訓練の内容	以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施。 【東海発電所における訓練】 (1) 要員参集訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 発電所退避者誘導訓練 (5) 原子力災害医療訓練 【本店における訓練】 (1) 発電所災害対策活動支援対応訓練 (2) 本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練 (4) 広報対応訓練 (5) 原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練 (6) 原子力緊急事態支援組織への情報提供訓練 (7) ヘリコプター搭乗訓練
防災訓練結果の概要	訓練結果の概要は以下のとおり。 【東海発電所における訓練】 防災訓練の内容のうち(1)～(5)については、適切に実施された。 【本店における訓練】 防災訓練の内容のうち(1)及び(3)～(7)については、適切に実施されたものの、『(2)本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練』においては、以下のとおり改善すべき課題が抽出された。 (2)本店原子力施設事態即応センター設置・運営訓練 本店即応センター班（ERC対応班）は、原子力規制庁ERC

<p>防災訓練結果の概要</p>	<p>からモニタリングポスト（A）とモニタリングカーの指示値の差の原因について、早急に調査するよう指示があったものの、速やかに回答できなかったため、今後の改善点とすることとした。</p> <p>●全体的には、訓練の目的として設定した内容について、防災要員の緊急時対応能力の習熟、緊急時対応組織内の指揮命令が適切に行われたと評価する。</p>
------------------	--

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 問題点に対し改善を要する事項

①原子力規制庁ERCからの要請への対応について

規制庁ERCからの質問事項の優先度を識別し対応する。また、本店本部要員への意識付けのため、モニタリングポストの指示値が上昇するなどの事象の社会的な影響について教育を行うとともに、その内容について本店総合災害対策本部室内に掲示する。

(2) 問題点として抽出されていないものの、更なる改善として取り組む事項

①事故収束に向けた対処方針及び優先順位について

事象発生初期段階での進言の内容に関する発話の優先順位を整理し、「EAL判断に関する事項」及び「人身災害・火災の発生」とするなど、発話の優先順位を明確にする。

②原災法第25条（応急措置の概要）報告手順の詳細化について

東海発電所に係る第25条報告を東海第二発電所に係る第25条報告内に記載し関係機関に継続して報告するなど、他の発電所の状況を合わせて報告する場合は、通報様式等の記載に係る手順に、報告様式の欄外に両方の発電所名を記載するとともに、添付様式のその他欄に他の発電所の状況を含むことを記載し、この手順について、発電所本部要員に教育を行うこととする。

③事故発生時の初期状態の確認項目の入手について

事故発生後の初期状態の確認項目をルール化すると共に、ERC対応班総括が、事故発生後の初期状態の確認項目をチェックすることとする。

④情報フローの更なる改善について

本部要員のうち、情報共有ツールである情報共有化システムを取扱う役割を明確にし、情報フローへ反映する。

以 上